**配当公告**

福島県二本松市木幡字岩下八八番地一
破産者　株式会社朝倉建設

右の者に対する福島地方裁判所平成二十年(フ)第三七九号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金九二、八〇八、六二五円

一、配当することのできる金額
金五、九三六、六一五円

平成二十二年五月二十七日
福島県福島市松木町一〇番一九号
破産管財人　新開　文雄

**配当公告**

山梨県富士吉田市新屋三六三番地
破産者　小俣建設株式会社

右の者に対する甲府地方裁判所都留支部平成十九年(フ)第二号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金六四〇、五九〇、九四一円

一、配当することのできる金額
金一五、六七五、五三六円

平成二十二年五月二十七日
山梨県甲府市北口三丁目九番一八号八巻法律事務所
破産管財人　弁護士　八巻　力也

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍北海道札幌市西区平和一条三丁目二番、最後の住所札幌市西区宮の沢三条五丁目二番一―五〇五号　被相続人　亡　長瀬　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十七日
札幌市中央区大通西一〇丁目南大通ビル六階　相続財産管理人弁護士　鈴木　崇之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍群馬県渋川市赤城町見立八八七番地四、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　塩原　仲子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十七日
群馬県高崎市八千代町二丁目一番一号
相続財産管理人　弁護士　池田　貴明

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍埼玉県春日部市豊町一丁目二番地二九、最後の住所埼玉県春日部市浜川戸一丁目一五番地一一　被相続人　亡　倉持　英明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十七日
事務所埼玉県越谷市南越谷一丁目一六番五号エムビル四階弁護士法人高砂法律事務所越谷事務所
相続財産管理人　弁護士　栗原　隆之

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍東京都中野区南台四丁目一九番地、最後の住所東京都練馬区下石神井四丁目二一番一四号　被相続人　亡　田中　勝子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十七日
東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所　相続財産管理人弁護士　上村　哲史

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍岩手県久慈市侍浜町外屋敷第七地割七番地、最後の住所東京都品川区南品川四丁目七番二一―三二四号　被相続人　亡　畑中　博司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十七日
事務所東京都千代田区丸の内二丁目六番一号丸の内パークビルディング森・濱田松本法律事務所
相続財産管理人弁護士　小野寺良文

平成二十二年五月二十七日
山口県美祢市秋芳町二六九二番地二〇
相続財産管理人　安達　康延

**相続債権者受遺者への請求申出の催告**

本籍福岡県柳川市本町八六番地、最後の住所北九州市八幡西区本城三丁目二六番一八号　被相続人　亡　園田　徳廣

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十二年五月二十七日
北九州市門司区柳町二丁目三番一四―二〇二号
相続財産管理人　花田　貴之

**債権申出の公告（第二回）**

当社は、昭和四十九年十二月三日に商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散し、平成二十一年三月二十三日に東京地方裁判所より清算人選任決定がありましたので、当社に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十二年五月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年五月二十七日
東京都台東区根岸一丁目一番一二号
株式会社大東
清算人　宮島　哲也
（連絡先　東京都千代田区丸の内二丁目四番一号丸の内ビルディング二三階二三一一区　梶谷綜合法律事務所）

**無縁墳墓等改葬公告**

適正な霊園管理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十二年五月二十七日
一　墳墓等所在地　千葉県成田市赤荻六二二の一四
一　墳墓等の名称　成田メモリアルパーク　一区三側一列二番　清水家、二区五側九列一五番　笹川家、二区六側六列八番　坪内家、二区六側一〇列七番　川越家、七区三側一三列二七番　石川家、七区三側二〇列二八番　知里家、七区四側五列一七番　下田家、一三区三側一列一六番　五十嵐家